

防衛大学校厚生委員会に関する達を次のように定める。

昭和30年10月19日

防衛大学校長 榎 智 雄

防衛大学校厚生委員会に関する達

改正 昭和34年7月15日防衛大学校達第8号	昭和38年10月25日防衛大学校達第8号
昭和40年4月1日防衛大学校達第3号	昭和50年4月2日防衛大学校達第3号
昭和51年5月10日防衛大学校達第4号	昭和52年4月18日防衛大学校達第6号
昭和57年4月6日防衛大学校達第2号	平成4年4月10日防衛大学校達第8号
平成12年4月1日防衛大学校達第4号	平成17年3月31日防衛大学校達第5号
平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成24年4月6日防衛大学校達第8号
平成28年3月31日防衛大学校達第3号	平成30年3月30日防衛大学校達第4号

(目的)

**第1条** 防衛大学校（以下「大学校」という。）における厚生事業の適切な運営を図るため、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の諮問機関として厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 厚生課長
- (3) 委員 厚生課課長補佐  
総務課総務係長  
厚生課総務係長  
会計課総務係長  
管理施設課総務係長  
衛生課衛生係長  
教務課総括係長

入学試験課調査企画係長

訓練課訓練係長

学生課学生係長

先端学術推進機構事務室総務係長

総合情報図書館事務室総務係長

各教育室長及び各学科長の推薦により委員長の指名する教官1名

総括首席指導教官の推薦により委員長の指名する者5名（各大隊から次席指導教官又は指導教官1名を含む。）

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を行う。

（任期）

**第2条の2** 前条第1項第3号に掲げる委員のうち推薦により委員長の指名する委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（審議事項）

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 厚生業務の運営方針に関すること。

(2) 厚生業務の実施に伴う経費の運用に関すること。

(3) その他厚生業務に関し、学校長の諮問する事項に関すること。

（委員会の開催）

**第4条** 委員長は、毎4半期に1回定期委員会を行うほか、必要に応じて臨時に委員会を開くものとする。

（定足数）

**第5条** 委員会は、委員の1/2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

（記録）

**第6条** 委員会の審議事項は、これを記録し保管するものとする。

（庶務）

**第7条** 委員会の庶務は、厚生課において行う。

## 附 則

1 この達は、昭和30年10月20日から施行する。

2 保安大学校福祉厚生委員会に関する達（昭和28年保安大学校達第11号）は、廃止する。

**附 則**（昭和34年7月15日防衛大学校達第8号）

この達は、昭和34年7月15日から施行する。

**附 則**（昭和38年10月25日防衛大学校達第8号）

この達は、昭和38年10月25日から施行する。

**附 則**（昭和40年4月1日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和50年4月2日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和50年4月2日から施行する。

**附 則**（昭和51年5月10日防衛大学校達第4号）（抄）

この達は、昭和51年5月10日から施行する。

**附 則**（昭和52年4月18日防衛大学校達第6号）

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

**附 則**（昭和57年4月6日防衛大学校達第2号）

この達は、昭和57年4月6日から施行する。

**附 則**（平成4年4月10日防衛大学校達第8号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

**附 則**（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

この達は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。